



市民後見人  
フォローアップ研修

# 後見人が知っておきたい 公的年金と生活保護等 について

宮一FP事務所  
宮一幸子

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 宮一幸子(みやいちさちこ)

子育て中に生命保険会社のイベントでファイナンシャル・プランナー資格と出会う。  
1994年にファイナンシャル・プランナーになりたくて生命保険会社に就職。  
1996年、夫が税理士合格したことに感化され、自分も本気で資格を取りたいと思い、1997年、6歳と4歳の子を育てながら在職中にファイナンシャル・プランナー資格を取得。  
1998年に宮一FP事務所を開業。宮一勝信税理士事務所と連携して相談業務や生命保険代理店等を行っている。  
義理の親の病気をきっかけに成年後見制度を学び、2010年NPO法人成年後見センター群馬の設立にかかわる。市民後見人としての受任や、任意後見人としての受任、任意代理として財産管理などの実務も行っている。  
新島短期大学非常勤講師。日本FP学会会員。家事調停委員。趣味は太極拳、山歩き。



資格：CFP®、FP技能士1級、DCプランナー1級、キャリアコンサルティング技能士2級、健康経営アドバイザー  
役職：一般社団法人ぐんま年金教育協会代表理事、NPO法人成年後見センター群馬副理事  
群馬県ファイナンシャル・プランニング協同組合理事、NPO法人群馬県キャリアコンサルティング協会監事



電子書籍9冊

宮一FP事務所



YouTube  
宮一幸子チャンネル



ブログ  
100年時代の老活



メルマガ  
老後のためのAtoZ



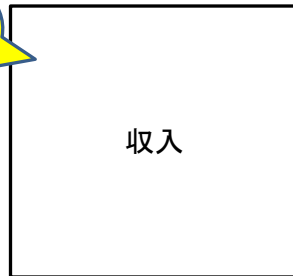
©2021 SACHIKO MIYAICHI

QRcode

# 被後見人の財産管理



年金収入が  
メイン



年金収入を多くすることはできないか？  
生活保護を受けるしかないか…



後見人

©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 公的年金について

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 公的年金の給付の種類



- 老齢給付
- 障害給付
- 遺族給付

国民年金

- 老齢基礎年金
- 障害基礎年金
- 遺族基礎年金

厚生年金

- 老齢厚生年金
- 障害厚生年金
- 遺族厚生年金

老齢・障害・遺族の3つの給付があります

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 1人1年金の原則



- ✓ 受給年齢になった
- ✓ 障害者に該当することになった
- ✓ 遺族に該当することになった

老齢年金

or

障害年金

or

遺族年金

複数に該当したらいずれかを選択

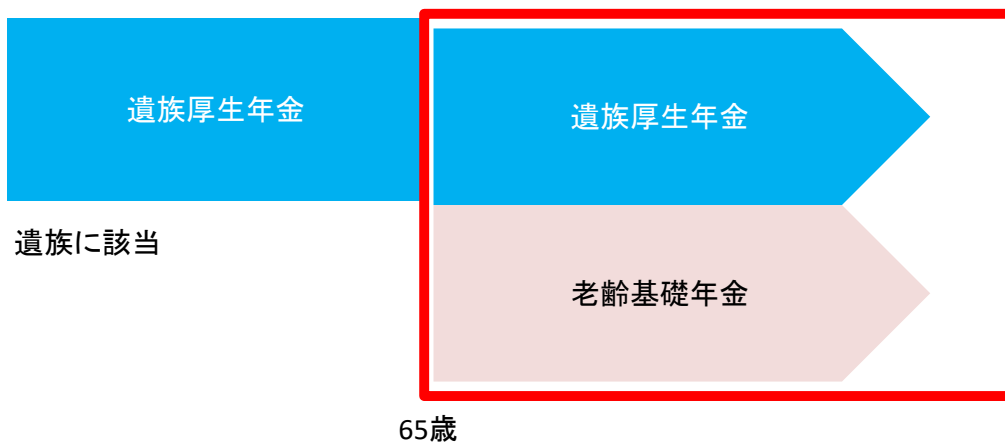
©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 支給事由が同じだと併せてもらえる



©2021 SACHIKO MIYAICHI

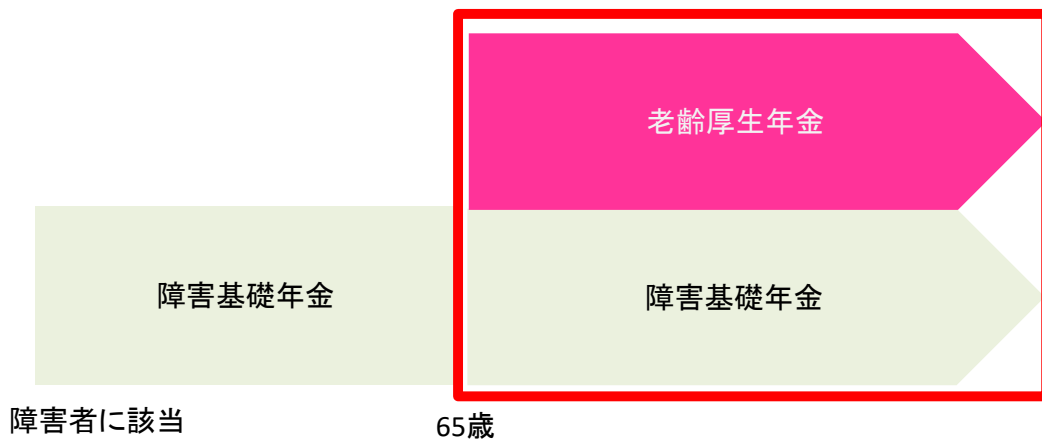
## 例外 遺族厚生年金と老齢基礎年金



遺族の老後の所得を守る観点から遺族厚生年金と65歳以降の老齢基礎年金との併給は認められています。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

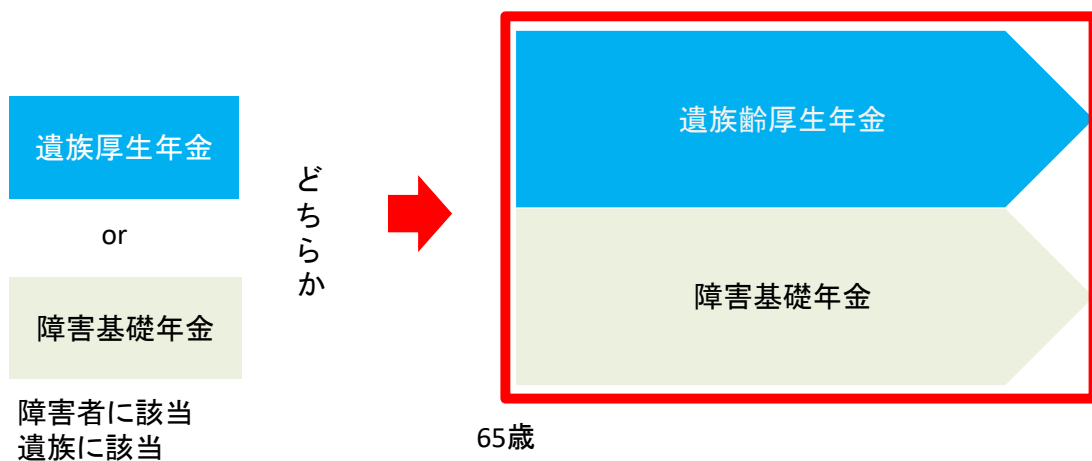
## 例外 65歳以降の障害年金①



障害を持ちながら働いてきた人の納付分を年金に反映できるように  
65歳以降は障害基礎年金と老齢厚生年金が併給できます。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

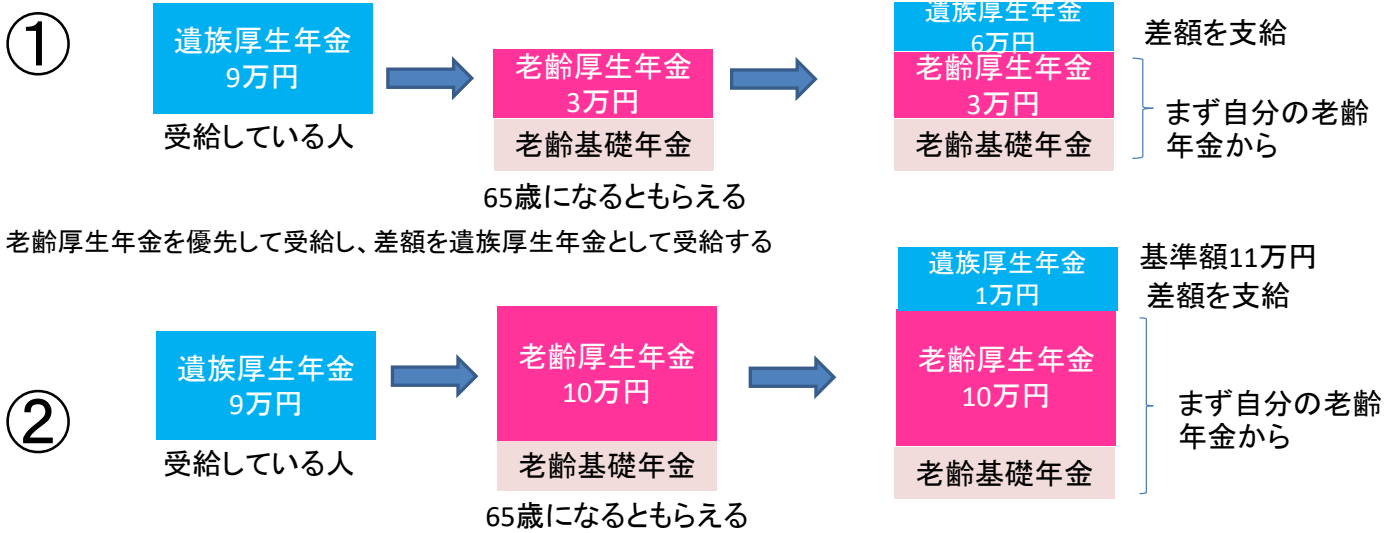
## 例外 65歳以降の障害年金②



障害者の老後の生活の安定を図るため  
65歳以降は障害基礎年金と遺族厚生年金が併給できます。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 例外 65歳以降の 遺族厚生年金と老齢厚生年金



基準額 = 老齢厚生年金の2分の1 (10万円の2分の1で5万円) + 遺族厚生年金の3分の2 (9万円の3分の2で6万円) = 11万円  
基準額まで老齢厚生年金を優先して受給し、差額を遺族厚生年金として受給する

## 年金のパターン まとめ



65歳以上の受給権者の場合

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	○	○	○
遺族基礎年金	×	×	○



# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

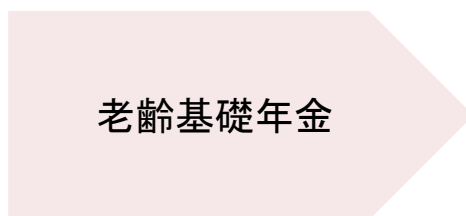
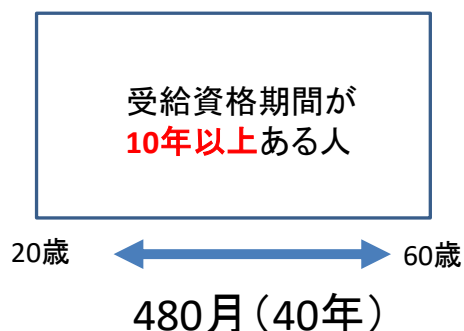


©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 老齡基礎年金

受給資格期間  
= 保険料納付期間 + 免除期間など



未納期間があると  
減額

免除期間は一部  
年金額に反映

$$\frac{\text{約78万円} \times \text{納付月数} + \text{免除月数の一部}}{480\text{月}(40\text{年})}$$

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 老齡給付の受給資格期間が25年から10年に

受給資格期間 = 保険料納付期間 + 免除期間など

かつて

受給資格期間**25年**



現在

受給資格期間**10年**

25年だと思って  
請求をあきらめて  
いないか？

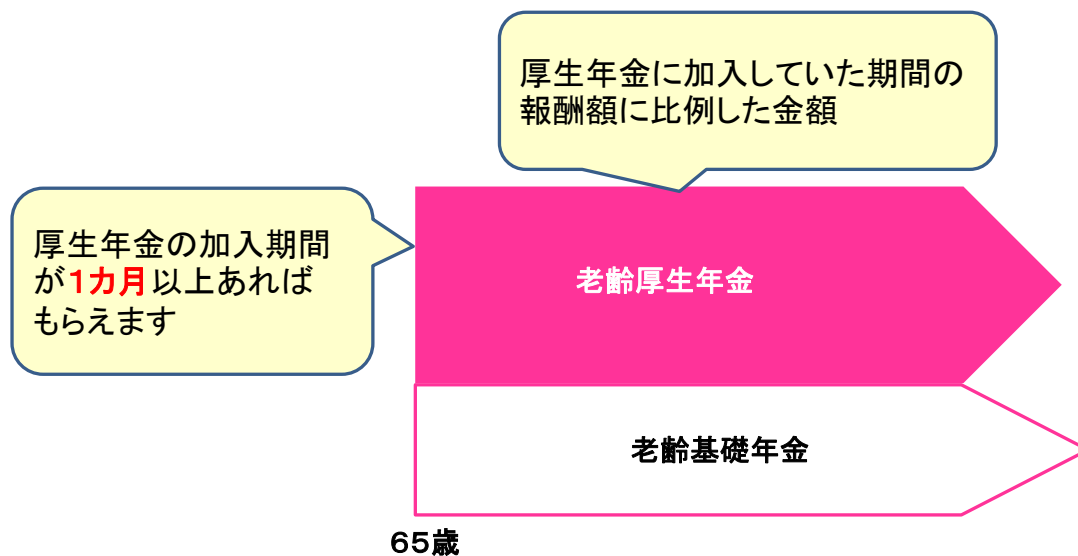
受給資格期間が25年に足りなくて、老齡年金をもらえなかった人も  
受給資格期間が10年以上あればもらえます

©2021 SACHIKO MIYAICHI



©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 老齢厚生年金のしくみ



©2021 SACHIKO MIYAICHI

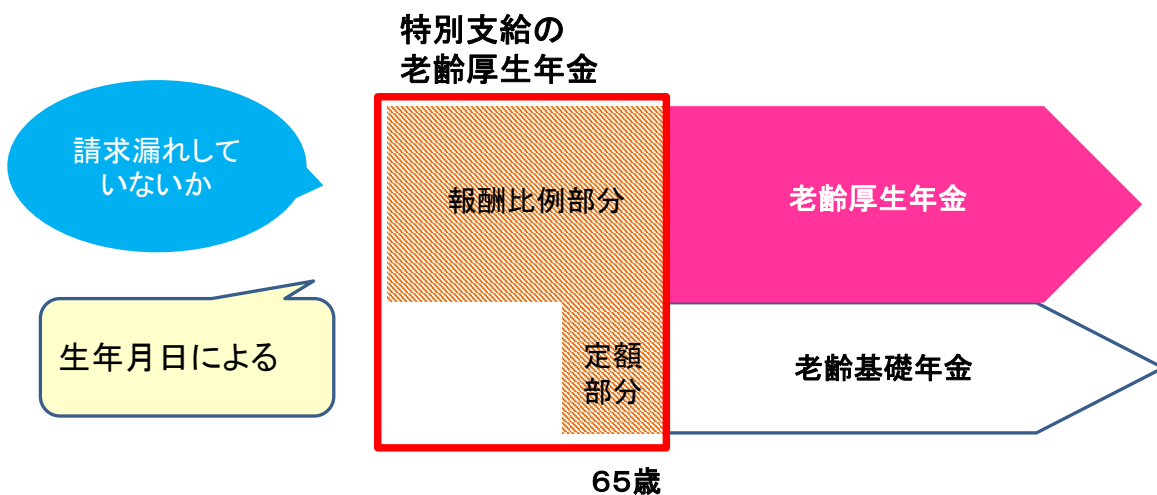
# 特別支給の老齢厚生年金



生年月日		受けられる年金					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
①	男 昭和16.4.1以前	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和21.4.1以前	定額部分					老齢基礎年金
②	男 昭和16.4.2～昭和18.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和21.4.2～昭和23.4.1		定額部分				老齢基礎年金
③	男 昭和18.4.2～昭和20.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和23.4.2～昭和25.4.1			定額部分			老齢基礎年金
④	男 昭和20.4.2～昭和22.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和25.4.2～昭和27.4.1				定額部分		老齢基礎年金
⑤	男 昭和22.4.2～昭和24.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和27.4.2～昭和29.4.1					定額部分	老齢基礎年金
⑥	男 昭和24.4.2～昭和28.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和29.4.2～昭和33.4.1						老齢基礎年金
⑦	男 昭和28.4.2～昭和30.4.1		報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 昭和33.4.2～昭和35.4.1						老齢基礎年金
⑧	男 昭和30.4.2～昭和32.4.1			報酬比例部分			老齢厚生年金
	女 昭和35.4.2～昭和37.4.1						老齢基礎年金
⑨	男 昭和32.4.2～昭和34.4.1				報酬比例部分		老齢厚生年金
	女 昭和37.4.2～昭和39.4.1						老齢基礎年金
⑩	男 昭和34.4.2～昭和36.4.1					報酬比例	老齢厚生年金
	女 昭和39.4.2～昭和41.4.1						老齢基礎年金
⑪	男 昭和36.4.2以降						老齢厚生年金
	女 昭和41.4.2以降						老齢基礎年金

65歳より前に  
特別支給がある  
(移行措置)

# 特別支給の老齢厚生年金



# 特別支給の老齢厚生年金

生年月日		受けられる年金					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
①	男 昭和16.4.1以前	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和21.4.1以前	定額部分					老齢基礎年金
②	男 昭和16.4.2～昭和18.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和21.4.2～昭和23.4.1		定額部分				老齢基礎年金
③	男 昭和18.4.2～昭和20.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和23.4.2～昭和25.4.1			定額部分			老齢基礎年金
④	男 昭和20.4.2～昭和22.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和25.4.2～昭和27.4.1				定額部分		老齢基礎年金
⑤	男 昭和22.4.2～昭和24.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和27.4.2～昭和29.4.1					定額部分	老齢基礎年金
⑥	男 昭和24.4.2～昭和28.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	女 昭和29.4.2～昭和33.4.1						老齢基礎年金
⑦	男 昭和28.4.2～昭和30.4.1		報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 昭和33.4.2～昭和35.4.1						老齢基礎年金
⑧	男 昭和30.4.2～昭和32.4.1			報酬比例部分			老齢厚生年金
	女 昭和35.4.2～昭和37.4.1						老齢基礎年金
⑨	男 昭和32.4.2～昭和34.4.1				報酬比例部分		老齢厚生年金
	女 昭和37.4.2～昭和39.4.1						老齢基礎年金
⑩	男 昭和34.4.2～昭和36.4.1					報酬比例	老齢厚生年金
	女 昭和39.4.2～昭和41.4.1						老齢基礎年金
⑪	男 昭和36.4.2以降						老齢厚生年金
	女 昭和41.4.2以降						老齢基礎年金

報酬比例部分のみで  
定額部分はない

## 老齢厚生年金の障害者特例

報酬比例部分相当の特別支給の老齢厚生年金が受給できる人で

- 厚生年金保険の被保険者でないこと
- 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態にあること

定額部分が受け取れると早く  
受け取れるようになります

障害者特例として  
受け取れるようになります

加給年金

報酬比例部分

定額部分

請求漏れして  
いないか

請求漏れして  
いないか

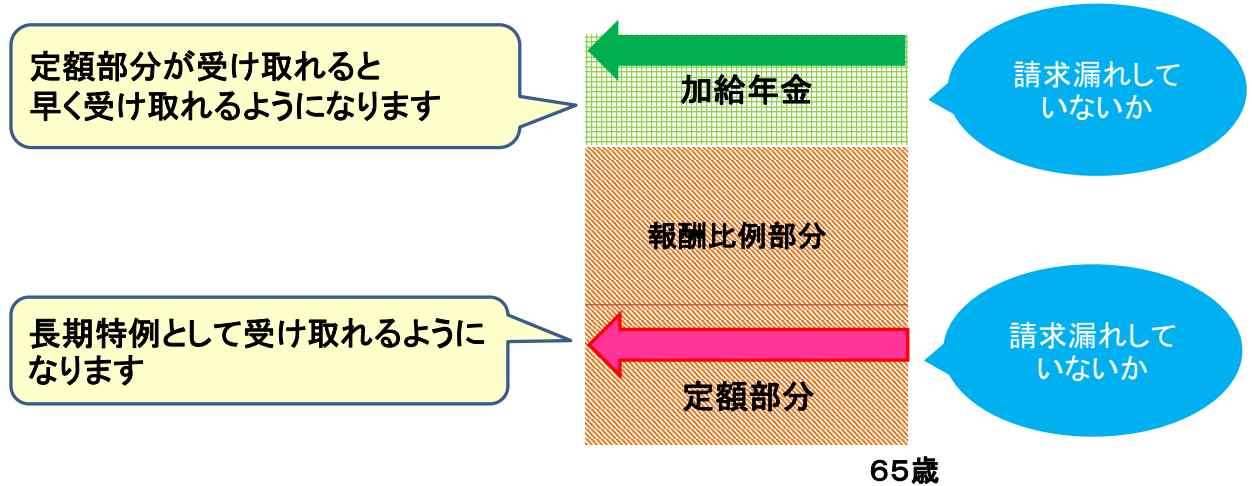
65歳

有利な  
ほうを選択

障害厚生年金より老齢厚生年金のほうが多い場合もあります

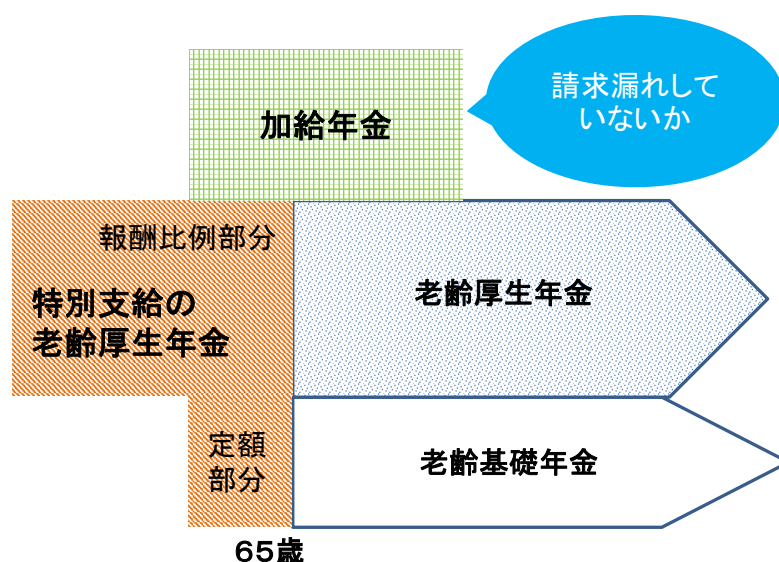
# 老齢厚生年金 長期特例(44年特例)

- 厚生年金の被保険者期間が44年以上であること
- 厚生年金の被保険者でないこと
- 報酬比例部分の支給開始年齢に達していること



©2021 SACHIKO MIYAICHI

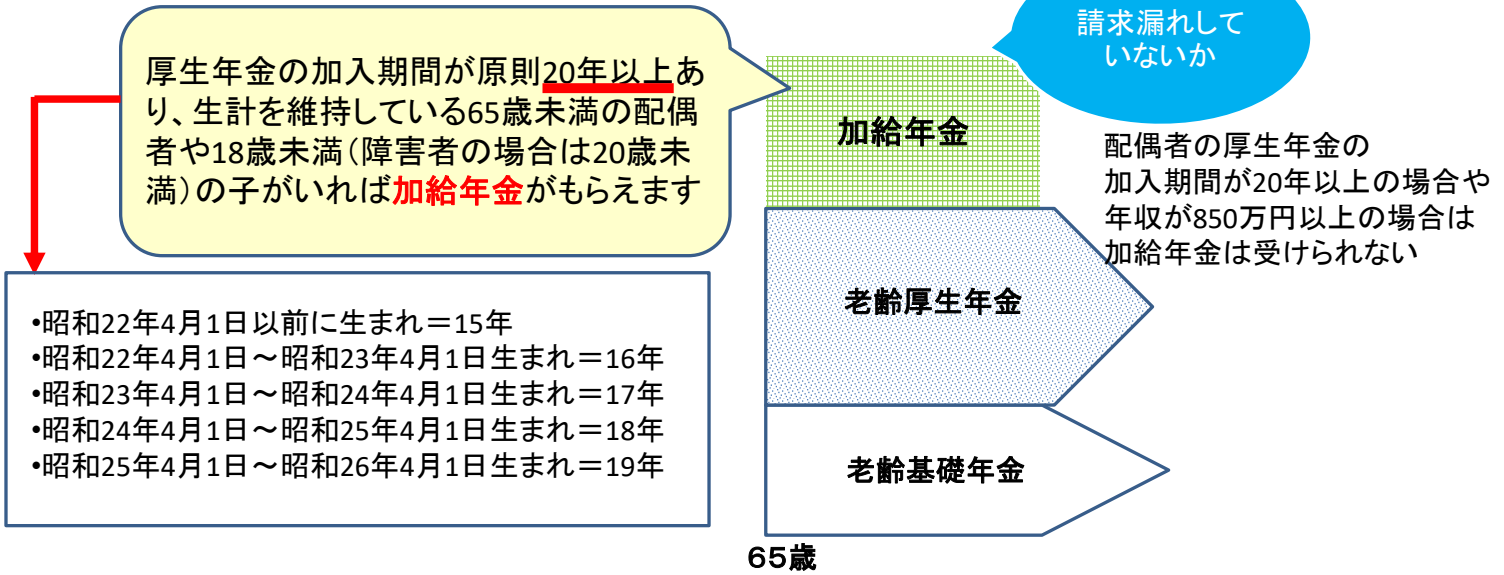
## 加給年金は定額部分支給開始時から



障害者特例や44年特例(長期特例)により定額部分が支給されると、加給年金も加算されます。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

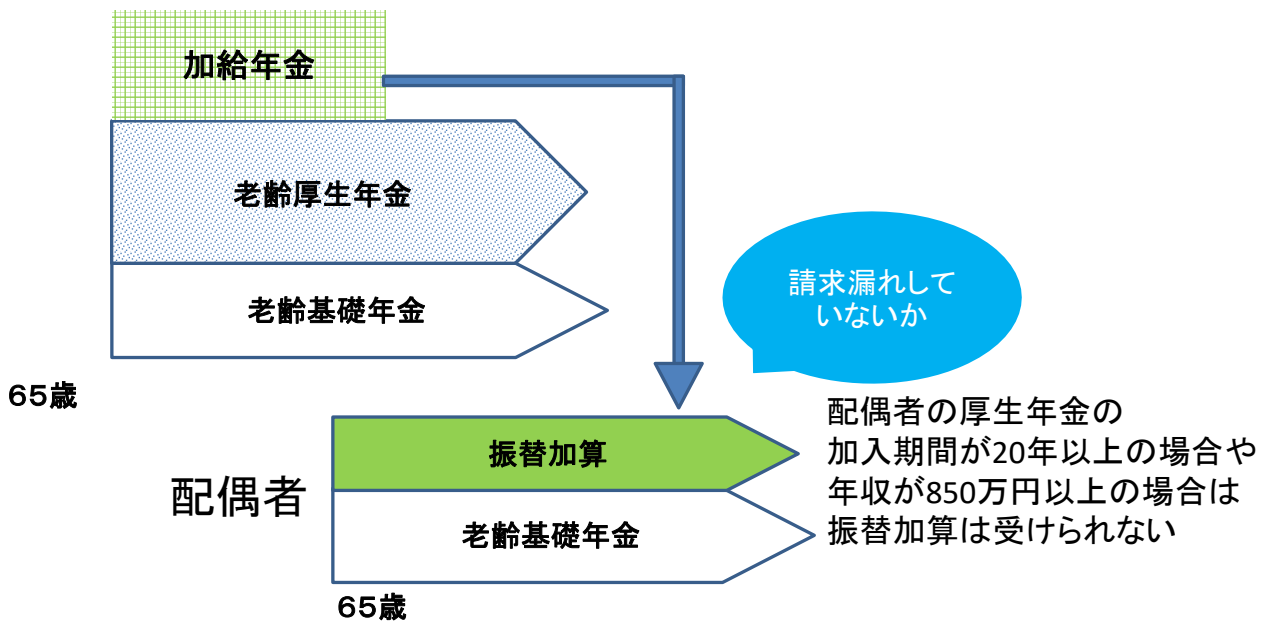
# 老齢厚生年金 加給年金



加給年金は生年月日に応じて約26万円～約39万円です(特別加算を含む)

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 老齢厚生年金 振替加算



振替加算は生年月日に応じて約22万円～約1.5万円です

©2021 SACHIKO MIYAICHI



老齢給付

老齢厚生年金

老齢基礎年金

障害給付

障害厚生年金

障害基礎年金

遺族給付

遺族厚生年金

遺族基礎年金

©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 障害給付

### ●初診日にどの年金制度に加入していたか

この時加入していた年金制度によってもらえる年金が決まります

### ●保険料の納付

保険料を納めていないと年金がもらえません

### ●初診日から1年6ヶ月経ったときどの程度の状態か

障害等級は初診日から1年6ヶ月たったときの身体の状態できまります

身体障害者手帳と障害年金は関係ありません

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 障害基礎年金



- 初診日に国民年金加入者である
- 障害等級が1級か2級に該当
- 初診日に65歳未満である
- 老齢基礎年金をうけていない
- 保険料の納付要件を満たしている

請求漏れして  
いないか



1級	約78万円 × 1.25 + 子の加算
2級	約78万円 + 子の加算

請求漏れして  
いないか

20歳前の傷病による障害の場合には20歳から障害基礎年金を受給できます

©2021 SACHIKO MIYAICHI



老齢給付

老齢厚生年金

老齢基礎年金

障害給付

障害厚生年金

障害基礎年金

遺族給付

遺族厚生年金

遺族基礎年金

©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 障害厚生年金

- 初診日に厚生年金加入者である
- 保険料の納付要件を満たしている

## 障害厚生年金

1級	報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者の加算
2級	報酬比例の年金額 + 配偶者の加算
3級	報酬比例の年金額

請求漏れして  
いないか

障害手当金	一時金として報酬比例の年金額 × 2年分
-------	----------------------

請求漏れして  
いないか

©2021 SACHIKO MIYAICHI

老齢給付

老齢厚生年金

老齢基礎年金

障害給付

障害厚生年金

障害基礎年金

遺族給付

遺族厚生年金

遺族基礎年金

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 遺族基礎年金

- 国民年金の被保険者
- 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき



- 18歳未満の子(障害者の場合には20歳未満)のいる配偶者  
または18歳未満の子(障害者の場合には20歳未満)に支給される

- 約78万円+子の加算(子の人数による)

配偶者と子1人	約100万円
配偶者と子2人	約123万円
配偶者と子3人	約130万円

※保険料納付要件を満たしていること

18歳未満の子の数により年金額が異なり、子が18歳になったら終了します

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 寡婦年金と死亡一時金

保険料を払ったのに年金を支給されないといったケースへの  
第1号被保険者限定の救済策

請求漏れ  
して  
いないか

どちらかの  
選択

寡婦  
年金

夫の老齢基礎年金の $\frac{3}{4} \times 5$ 年

保険料納付済期間と保険料免除期間が10年以上ある夫が死亡したとき、  
10年以上婚姻関係にあり生計を維持されていた妻に  
60歳から65歳になるまでの5年間支給される

死亡  
一時金

一時金 12万円～32万円 (保険料納付月数による)

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36ヶ月(3年)以上  
ある人が、なにも年金を受けることなく亡くなった場合、遺族に支払われる

©2021 SACHIKO MIYAICHI



©2021 SACHIKO MIYAICHI

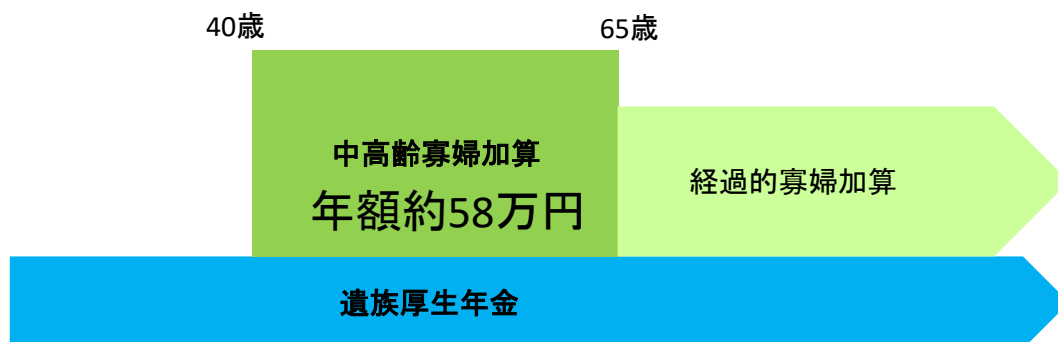
## 遺族厚生年金

- ・厚生年金の加入者が亡くなったとき
- ・厚生年金に加入中の傷病がもとで初診日から5年以内に亡くなったとき
- ・老齢厚生年金の資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき
- ・1級・2級の障害厚生年金を受けられる人が亡くなったとき

- 優先順位の高い人
  - ・妻
  - ・夫(死亡時55歳以上であること)
  - ・18歳未満の子
  - ・父母(死亡時55歳以上であること)
  - ・18歳未満の孫
  - ・祖父母(死亡時55歳以上であること)
- 生きていればもらえたはずの老齢厚生年金額の**3/4**の金額

※保険料納付要件を満たしていること

## 遺族厚生年金に中高齢寡婦加算がつくケース



遺族厚生年金を受給する40歳以上65歳未満の妻で夫の死亡時に18歳未満の子  
がない妻(40歳以上65歳未満)には遺族厚生年金に約58万円が加算されます。

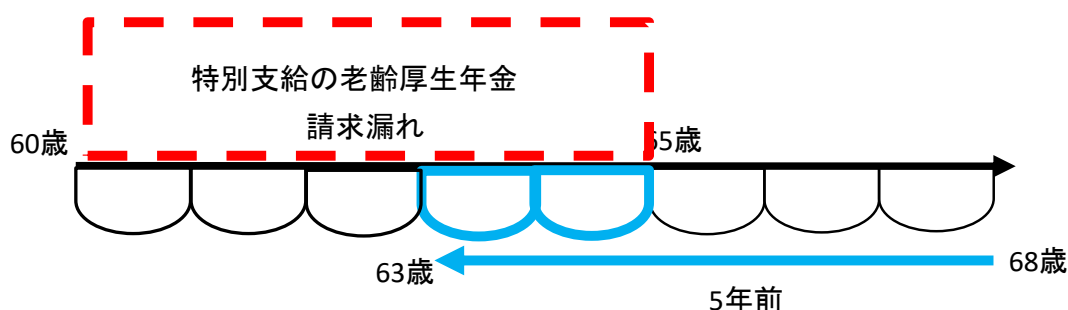
昭和31年4月1日以前に生まれた人は中高齢寡婦加算が終わったあとに  
経過的寡婦加算がもらえます。生年月日によって約58万円～約2万円です。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 請求漏れの年金は過去5年分もらえる

(例)

特別支給の老齢厚生年金の 請求をしていなかったAさん(68歳)  
→60歳～65歳の特別支給の老齢年金のうち5年前までの  
63歳～65歳の2年分を請求できる



©2021 SACHIKO MIYAICHI




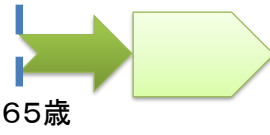
# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 老齢年金の繰り上げ・繰り下げ

	繰り上げ	繰り下げ
意味	65歳より早くもらい始める 	65歳より遅くもらい始める 
請求できる期間	60歳から65歳になるまで	66歳から70歳になるまで
影響	1か月につき <b>0.5%</b> 減額される (一生涯減額が続く)	1か月につき <b>0.7%</b> 増額される (一生涯減額が続く)

年金を増やせる

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 老齢年金の繰上げ・繰下げ

- 繰上げ受給：年金の減額率＝1ヶ月あたり0.5%
- 繰下げ受給：年金の増額率＝1ヶ月あたり0.7%

繰上げ請求月	減額率	受給率(本来の年金に対して)
60歳0ヵ月～11ヵ月	30.0～24.5%	70.0～75.5%
61歳0ヵ月～11ヵ月	24.0～18.5%	76.0～81.5%
62歳0ヵ月～11ヵ月	18.0～12.5%	82.0～87.5%
63歳0ヵ月～11ヵ月	12.0～6.5%	88.0～93.5%
64歳0ヵ月～11ヵ月	6.0～0.5%	94.0～99.5%

繰下げ請求月	増額率	受給率(本来の年金に対して)
66歳0ヵ月～11ヵ月	8.4～16.1%	108.4～116.1%
67歳0ヵ月～11ヵ月	16.8～24.5%	116.8～124.5%
68歳0ヵ月～11ヵ月	25.2～32.9%	125.2～132.9%
69歳0ヵ月～11ヵ月	33.6～41.3%	133.6～141.3%
70歳0ヵ月	42.0%	142.0%

©2021 SACHIKO MIYAKI

## 改正(2022年4月施行) 老齢年金の繰上げ・繰下げ

繰上げ請求月	減額率	受給率(本来の年金に対して)
60歳0ヵ月～11ヵ月	24.0～19.6%	76.0～80.4%
61歳0ヵ月～11ヵ月	19.2～14.8%	80.8～85.2%
62歳0ヵ月～11ヵ月	14.4～10.0%	85.6～90.0%
63歳0ヵ月～11ヵ月	9.6～5.2%	90.4～94.8%
64歳0ヵ月～11ヵ月	4.8～0.4%	95.2～99.6%

繰下げ請求月	増額率	受給率(本来の年金に対して)
66歳0ヵ月～11ヵ月	8.4～16.1%	108.4～116.1%
67歳0ヵ月～11ヵ月	16.8～24.5%	116.8～124.5%
68歳0ヵ月～11ヵ月	25.2～32.9%	125.2～132.9%
69歳0ヵ月～11ヵ月	33.6～41.3%	133.6～141.3%
70歳0ヵ月～11ヵ月	42.0～49.7%	142.0～149.7%
71歳0ヵ月～11ヵ月	50.4～58.1%	150.4～158.1%
72歳0ヵ月～11ヵ月	58.8～66.5%	158.8～166.5%
73歳0ヵ月～11ヵ月	67.2～74.9%	167.2～174.9%
74歳0ヵ月～11ヵ月	75.6～83.3%	175.6～183.3%
75歳0ヵ月	84.0%	184.0%

©2021 SACHIKO MIYAKI

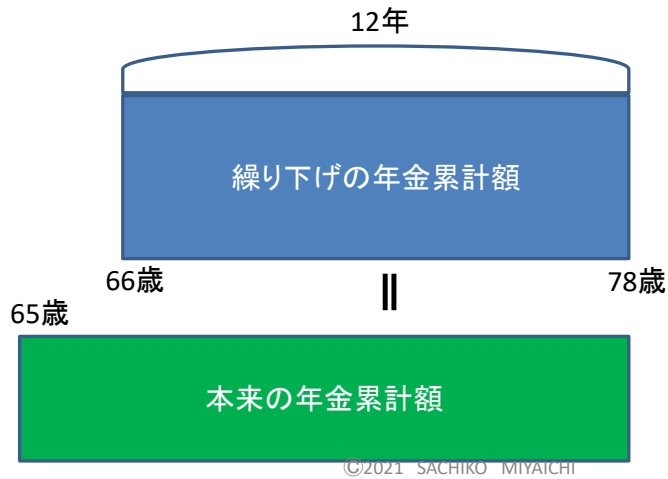
繰上げ受給：年金の減額率＝1ヶ月あたり0.4%

繰下げ受給：75歳まで

# 繰り下げのポイント



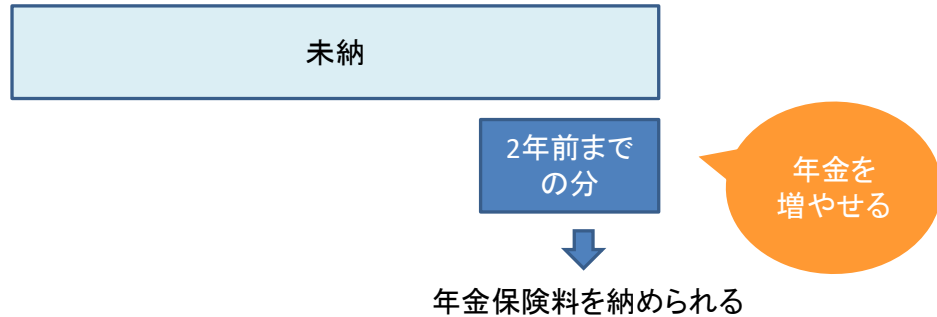
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々にできる
- 特別支給の老齢厚生年金は繰り下げても増額しない
- 年金をもらい始めてから12年以上長生きするようなら繰り下げのメリットがある  
(例) 66歳なら78歳、70歳なら82歳



## 年金を多くするには



# 遡って納められるのは2年分



※免除を受けた期間の分の保険料は10年分まで遡って納めることができる

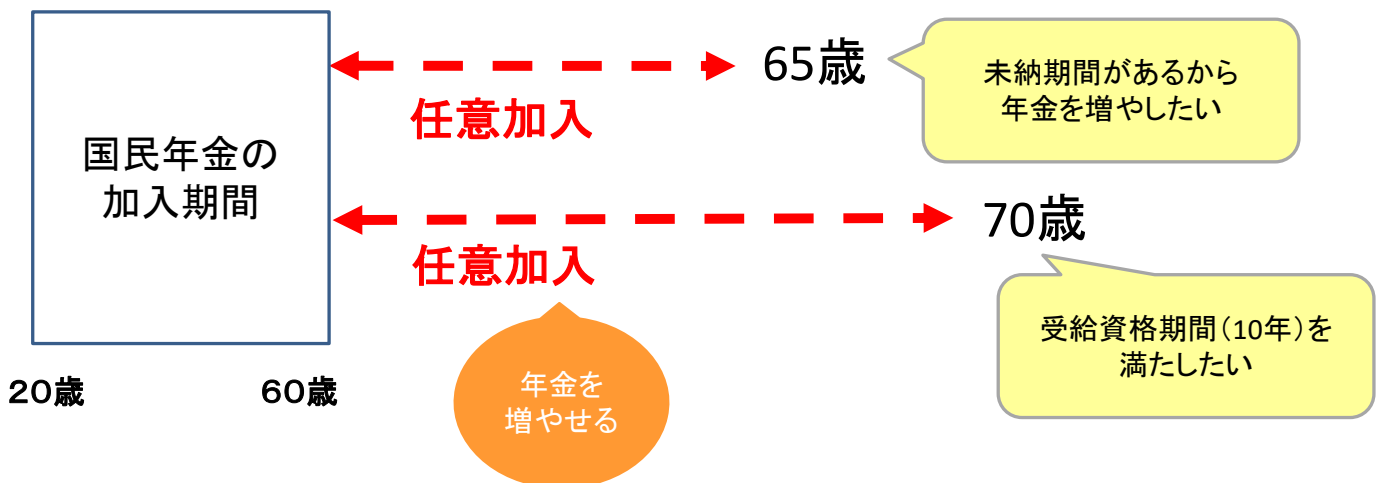
受給資格期間を満たしたり、年金額を増やすことができます

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 国民年金の任意加入



厚生年金に加入していない人が任意加入できます



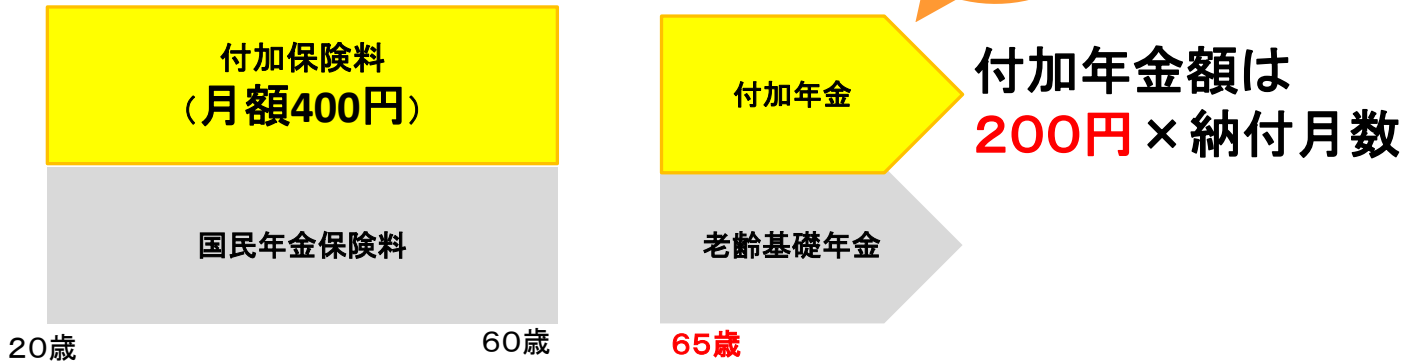
©2021 SACHIKO MIYAICHI





# 付加年金

年金を  
増やせる



## 加入できる人

- 国民年金第1号被保険者  
(自営業者・学生・アルバイト・無職の人で20歳以上60歳未満)
- 65歳以上の人を除く任意加入被保険者

©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 未支給年金



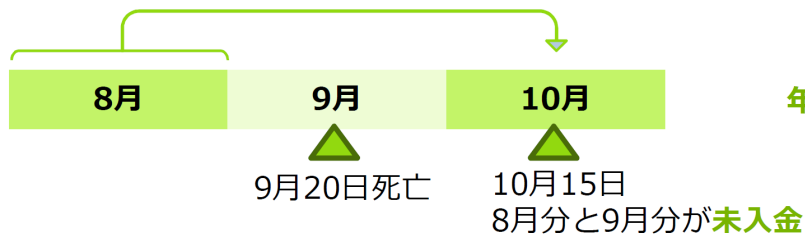
## 例1：偶数月亡くなった場合



請求漏れ  
して  
いないか

年金額の1ヵ月分請求可

## 例2：奇数月亡くなった場合

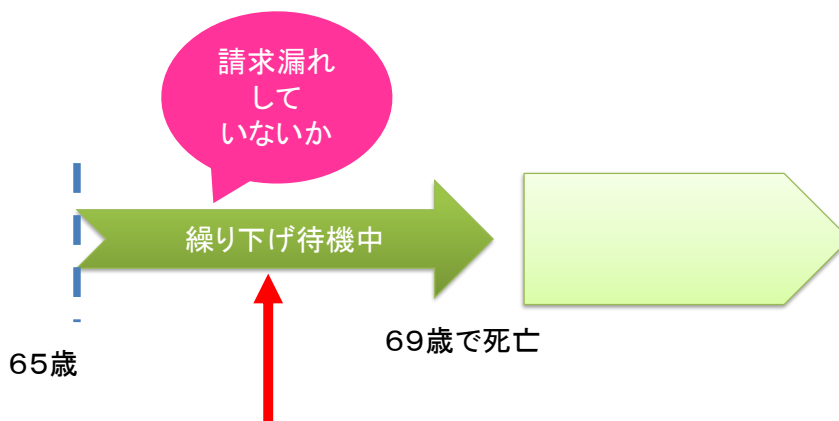


年金額の2ヵ月分請求可

年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金は未支給年金として生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 繰り下げ受給待機中の未支給年金



4年間の年金は「未支給の年金」として遺族に支給されます。  
この間の年金は増額した金額ではなく、本来の年金額の4年分です。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 離婚と厚生年金の分割

合意分割	結婚していた期間中、夫婦共に厚生年金保険料を支払った記録がある場合が対象。 もらえる厚生年金額の少ない方が多い方に分割を請求する。 夫婦の合意によって分割割合を決定する。 多い方の厚生年金額の2分の1が上限。
3号分割	2008年4月1日以降に専業主婦または主夫(国民年金保険の第3号被保険者)だった場合が対象。 夫婦の合意は必要なく、分割割合は2分の1と定められている。

合意分割にも3号分割にも請求期限があり、どちらも「離婚した日の翌日から2年以内」です

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 年金と税金

年金の種類		所得の種類
公的年金	老齢年金	雑所得として課税対象
	障害年金	非課税
	遺族年金	非課税

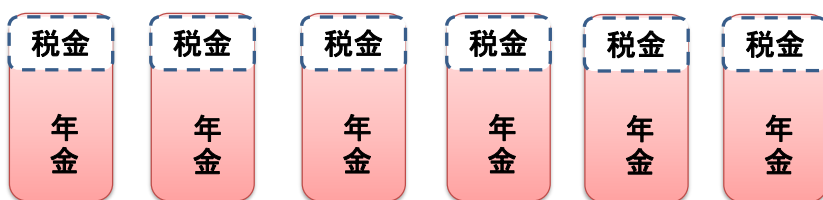
©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 老齢年金が課税になるのは

65歳未満で老齢年金の年金額が108万円以上の人  
65歳以上で老齢年金の年金額が158万円以上の人



年金支給時に税金が差し引かれます(源泉徴収)



1月1日

©2021 SACHIKO MIYAICHI

12月31日

# 扶養親族等申告書

源泉徴収の  
対象者

65歳未満で老齢年金の年金額が108万円以上の人  
65歳以上で老齢年金の年金額が158万円以上の人



毎年10月頃「扶養親族等申告書」が送付されます

障害者・寡婦・控除対象となる配偶者や扶養親族の有無

所得控除に該当しない人



扶養親族等申告書を  
提出しなくてよい

所得控除に該当する人



扶養親族等申告書を  
提出する

手取りが  
増える

申告した所得控除で税金が源泉徴収されるようになる

©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 確定申告の負担を減らす制度

### 確定申告 不要制度

- ①総収入金額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下

の年金受給者は確定申告不要

©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 確定申告したほうがいいケース

### 確定申告 したほうが いい人

「扶養親族等申告書」では反映されない  
控除が受けられる人

生命保険料控除、雑損控除、医療費控除、  
住宅ローン減税など

手取りが  
増える

©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 年金生活者支援給付金

請求漏れ  
して  
いないか

種類	条件	給付額
老齢給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。</li> <li>●同一世帯の全員が市町村民税非課税である。</li> <li>●前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が879,900円以下である</li> </ul>	月額5030円を基準に保険料納付済期間によって未納等があると減額
障害給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害基礎年金の受給者である。</li> <li>●前年の所得が4,621,000円以下である。</li> </ul>	1級:月額6288円 2級:月額5030円
遺族給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺族基礎年金の受給者である。</li> <li>●前年の所得が4,621,000円以下である。</li> </ul>	月額5030円

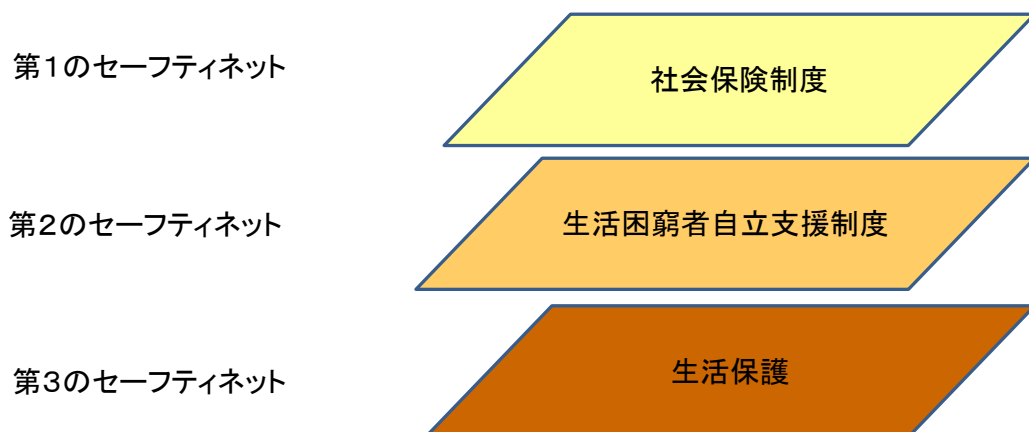
©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 生活保護について

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 生活保護は最後のセーフティネット



©2021 SACHIKO MIYAICHI



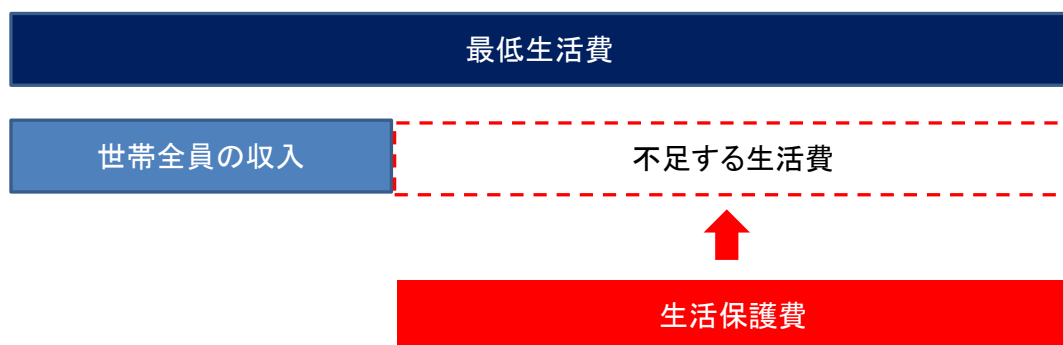
# 生活保護の種類と内容



①生活扶助	日常生活に必要な費用	世帯人数に応じて支給。母子家庭、障害者などの特定の世帯には加算がある
②住宅扶助	家賃	定められた範囲内で実費を支給
③教育扶助	義務教育に必要な学用品、給食費等	定められた範囲内で実費を支給
④医療扶助	医療費(自己負担分)	直接医療機関へ支払い
⑤介護扶助	介護費(自己負担分)	直接介護事業者へ支払い
⑥出産扶助	出産費用	定められた範囲内で実費を支給
⑦業扶助	就労に必要な技能習得等にかかる費用	定められた範囲内で実費を支給
⑧葬祭扶助	葬祭費	定められた範囲内で実費を支給
一時扶助	被服費、家具什器費、移送費、住宅維持費 転居の費用、家財保管処分費、入学準備金 通学用自転車、就労活動促進費、妊婦検診料など	定められた範囲内で実費を支給
進学準備給付金	子どもの進学に必要な費用	自宅通学10万円・自宅外通学30万円

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## ●保護を受けられる場合(世帯員全員の収入が最低生活費より少ないとき)



## ●保護を受けられない場合(世帯員全員の収入が最低生活費より多いとき)



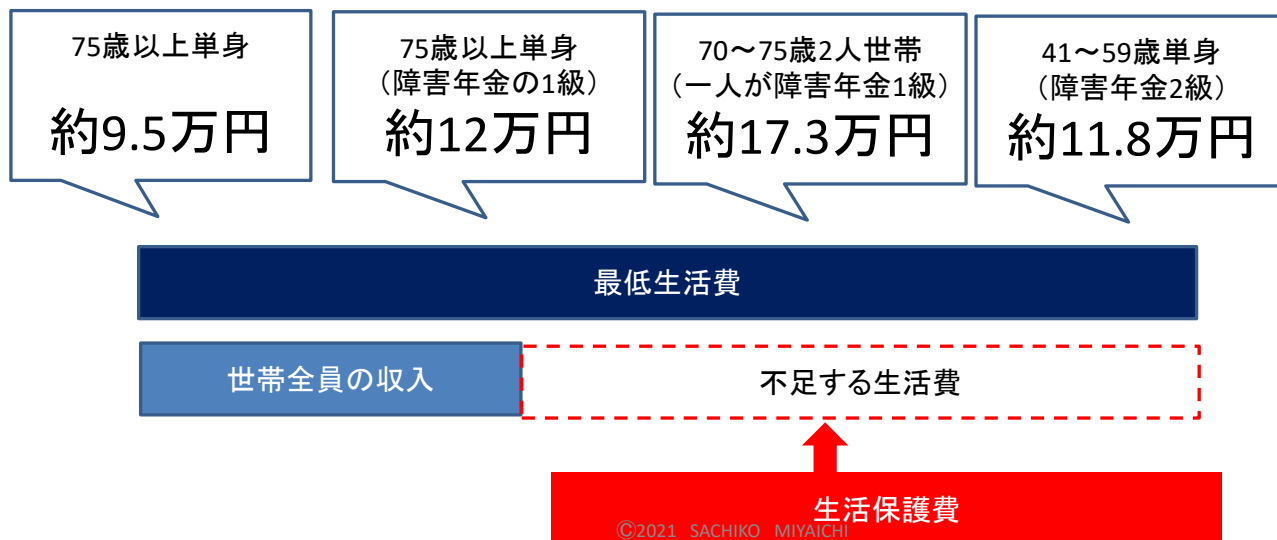
©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 最低生活費

世帯の人数や年齢などをもとに、国が決めた基準で計算した1か月の生活費

高崎市の例



## 生活保護の前提条件



世帯全員が利用可能な資産、能力のほかあらゆるものを生活費のために活用すること

### 資産の活用

預貯金、生活で利用していない家や土地などの不動産を活用して生活費に充てること

### 能力の活用

働くことが可能な場合は、その能力に応じて働くこと

### あらゆるものを活用

受給可能な年金や健康保険など他の制度での給付金を活用する

生活保護の要件には入っていませんが、扶養義務者(配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母など)から扶養が受けられる場合は、そちらを優先することになっています。

## 生活保護を受けられる



- 世帯収入が定められた最低生活費を下回っている
- 預貯金や不動産など活用できる資産がない
- 受給可能な年金や給付金を受給しても最低生活費に満たない
- 働くことができない、あるいは働けるところがない

など

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 生活保護の注意点

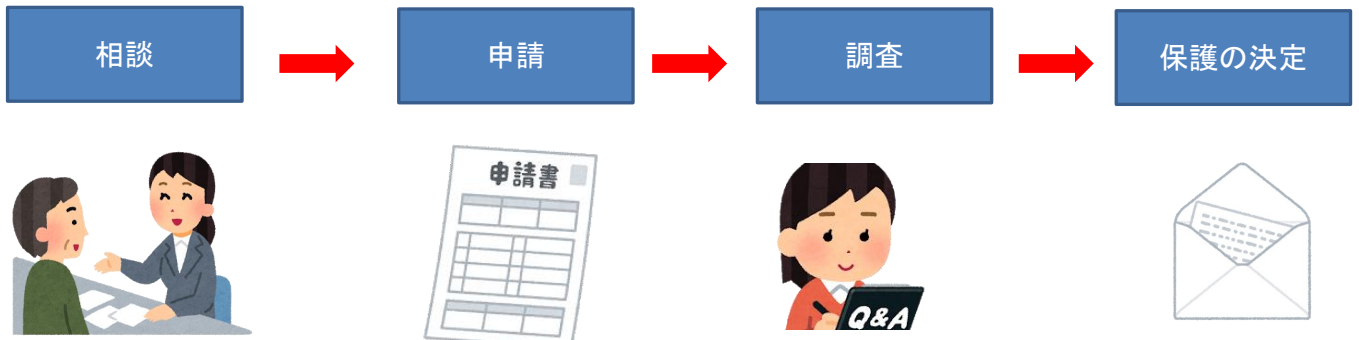


- 所有できる資産が制限される
- ローンを組めない・クレジットカードがつかれない
- 親族に扶養照会される
- 定期的に収入の報告が必要

©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 生活保護の流れ



©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 相談



窓口：地域の民生委員、もしくは市役所社会福祉課

- 相談：
- ・困窮状況の聞き取り
  - ・他の支援制度の活用の可否
  - ・生活保護の説明



©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 申請



窓口 : 市役所社会福祉課

申請書類: ・保護申請書類の提出

・関連書類(給与明細や収入・資産申告書等)の提出



©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 調査



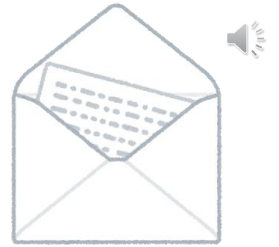
生活状況調査(家庭訪問)

- ・家族の収入がどれくらいあるか。
- ・暮らしに必要なのない資産を活用する方法はないか。
- ・働いて収入を得る道はないか。
- ・親、兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
- ・社会保障制度の給付は受けられないか。
- ・その他、必要に応じて金融機関などの調査



©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 保護の決定



- ・生活保護は、原則として世帯ごとに適用されます。
- ・世帯の最低生活費と世帯全体の収入額を比べて生活保護が必要かどうか判断されます。
- ・申請のあった日から14日以内(時間を要する場合は30日以内)に通知がきます。

保護が受けられる場合 → 保護開始決定通知書  
保護が受けられない場合 → 保護申請却下決定通知書

©2021 SACHIKO MIYAICHI

## 生活保護費の受給開始後

- ・毎月収入状況の報告
- ・年に数回、福祉事務所のケースワーカーによる家庭訪問
- ・就労が可能な場合は、就労の助言や指導の実施
- ・世帯に収入が得られるようになった場合は福祉事務所へ報告など

©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 届け出ること

世帯の生活や生計の状態が変わったときには、速やかに届け出る

- 家族の人数が変わるとき(出生、死亡、転入、転出)
- 住んでいる場所や、家賃の額が変わるとき
- 働くようになるときや、仕事を変わったりやめたりするとき
- 給与・年金・手当・仕送りなどの収入の有無や、保険金・補償金などの臨時収入があるとき
- 給与・年金・手当・仕送りなどの収入が増えたり減ったりするとき
- 病気、けが、出産などで入院または退院するとき
- 自分の力で生活できる見通しがついたとき など

©2021 SACHIKO MIYAICHI



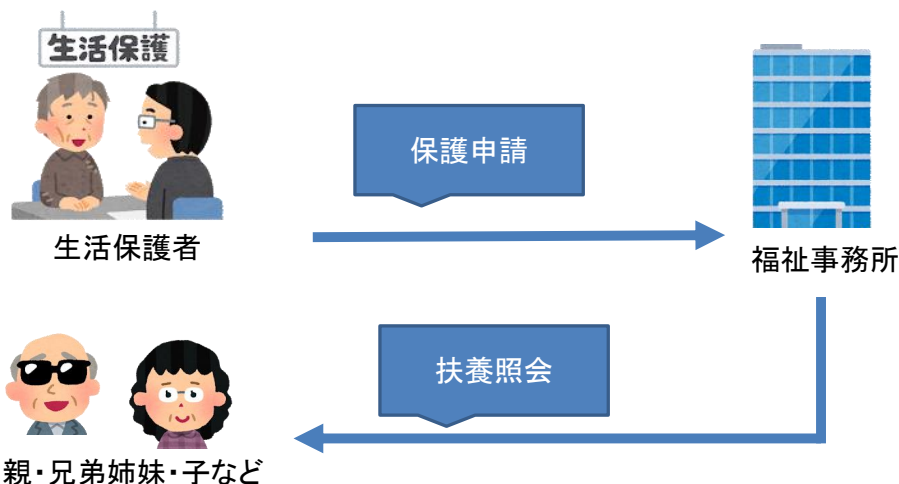
## 生活保護になると支払い免除となるもの

- 住民税、固定資産税などの税金
- 公的保険の保険料
- 医療費
- NHK受信料
- 保育料

©2021 SACHIKO MIYAICHI

# 扶養照会

生活保護を申請すると、親・兄弟姉妹・子などの扶養義務者に扶養できないかを確認される



DVを受けていた場合や、10年程度音信不通の場合、親族が高齢者や未成年の場合、本人が親族に借金をしていたり、相続をめぐる対立している場合、関係が著しく悪いなどの場合には照会しなくてよいこととなっています。

©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 自宅

原則：居住用の自宅に住み続けられる

住宅ローンが残っている場合は生活保護費を使っでの返済はできないので、持ち家の売却を求められる可能性があります。

非常に資産価値が高い場合には売却を求められる可能性があります。  
(資産を売却した場合には、得られた金銭から、それまでに支給された保護費を返すこととなります)

©2021 SACHIKO MIYAICHI





## 自動車



原則:持ち家と異なり、自動車やバイクは原則として保有できない

通勤や通院のために公共交通機関などが使えず自動車が必要な場合や、事業用の車であれば保有が認められる可能性があります。

©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 親族の援助

もし経済的援助が得られる状況であればそちらを優先することになっています。

援助があるからといって生活保護を受けられないというわけではありません。

援助された額は生活保護費から差し引かれます。

©2021 SACHIKO MIYAICHI



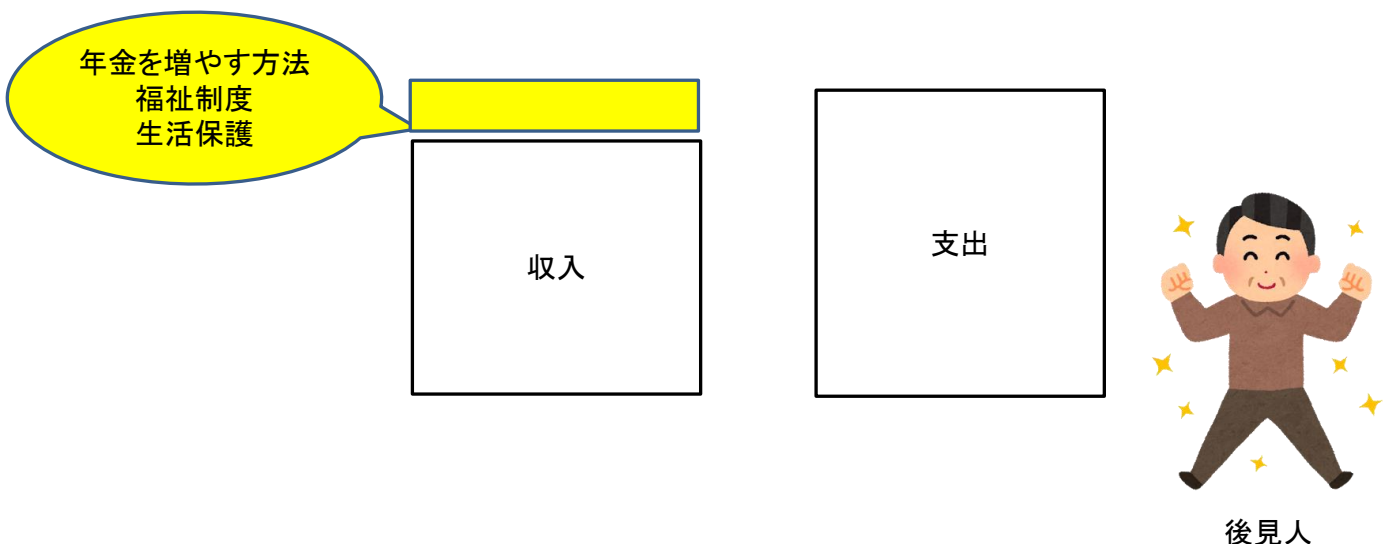
# 他の制度の例

支援制度	窓口	内容
福祉費の貸付	社会福祉協議会	580万円以内(用途に応じて上限あり)
緊急小口資金の貸付		20万円以内の貸付
総合支援資金の貸付		<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則3ヶ月分の生活費の貸付</li> <li>世帯人数2人以上:月額20万円以内</li> <li>単身:月額15万円以内</li> <li>●住宅入居費 40万円以内</li> <li>●一時生活再建費 60万円以内</li> </ul>
不動産担保型生活資金の貸付		居住用不動産(土地)の評価額の70%の貸付
住居確保支援金の給付	市町村 (生活困窮者 自立支援制度)	市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3ヶ月間(最大9ヶ月間)支給 収入や資産が一定以下で就職活動に取り組むことが条件

©2021 SACHIKO MIYAICHI



# 被後見人の財産管理



©2021 SACHIKO MIYAICHI



## 宮一FP事務所

〒370-0865 高崎市寺尾町649-2  
ホームページ : <https://miyaichi-fp.com/>

©2021 SACHIKO MIYAICHI